

気象情報と避難行動

気象情報の発表ととるべき行動

長雨や大雨が原因でがけ崩れなど様々な災害が発生する可能性があります。
日頃から、気象情報を正しく理解して状況に応じた行動をとることができるよう心がけてください。

※は状況によって優先して発表されることがあります。

時間経過	→				
気象庁発表	大雨注意報	大雨警報	※土砂災害警戒情報	※記録的短時間大雨情報	※大雨特別警報
発表基準	1時間雨量40mm以上が予測されたときに発表される。	1時間雨量60mm以上が予測されたときに発表される。	土砂災害発生の危険度が高まったときに発表される。	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が降ると予想される場合発表される。	数十年に一度しかないような非常に危険な状況の時に発表される。
皆さんがとるべき行動	テレビやラジオなどの情報から今後の気象状況に注意する。	避難行動について意識し、必要な物の確認など準備をする。	周辺の状況を確認して、必要な避難行動を行なう。	バケツをひっくり返したような激しい雨が降っている。直ちに避難するか、外に出られない時は2階や崖から離れた部屋などに移動する。	直ちに命を守る行動をとる。

避難行動の原則

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。
危険を感じたら直ちに身の安全を図ってください。

最近の災害では、「今まで大丈夫だったから」という考えが、避難行動をにぶらせ惨事になってしまう傾向があります。
自分の命は自分で守る。少しでも異変を感じたら、「避難行動が必要かもしれない」という意識を持ちましょう。

避難行動の考え方

避難行動は、避難所に行くということだけではありません。
時に短時間で、時には数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」として、次のような避難行動があります。

- 1 避難場所への移動
- 2 自宅等から安全な場所への移動(親戚や友人の家など)
- 3 近隣の高い頑丈な建物等への移動
- 4 建物内の安全な場所での待避
(外に出ることが危険な場合は、建物の2階で崖から離れた部屋へ移動するなど)

避難勧告・避難指示について

災害発生の恐れがある場合には町から避難勧告などが発令されます。その種類と住民の皆さんのとるべき行動は次のとおりです。

種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
皆さんのとるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に注意を払い、立ち退きの必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と思われる場合は、その準備をする。 ・要配慮者(障がい者や要介護者)とその家族は立ち退き避難を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに立ち退き避難を開始する。立ち退き避難ができない状況にある者は、建物の2階や崖から離れた部屋などで安全を確保する。

情報を入手するための手段

- テレビ・ラジオをつける…テレビでは「d」または「データ」ボタンを押すと各局気象情報が確認できます。
- 防災無線からの放送があった場合は、注意深く聞き取りましょう。
- 警報発令時には、町役場への連絡でも気象情報をお知らせいたします。
- 携帯電話やスマートフォンを持っている方は、「気象情報」が自動で知らされるサービスを利用しましょう。



災害防災に関する
お問い合わせ先

三島町役場 総務課
0241-48-5511 まで